

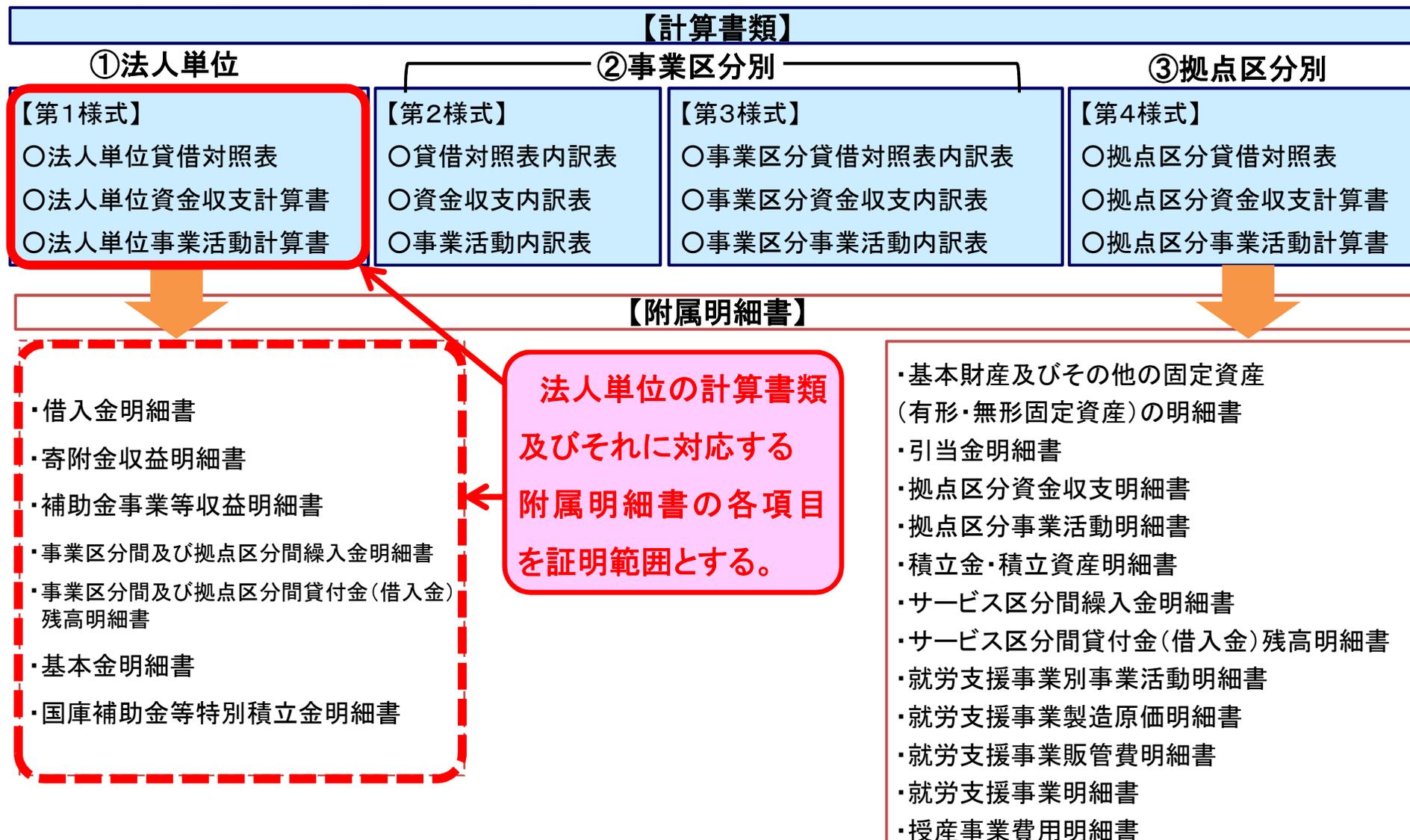
# 社会福祉法人の財務規律の 向上に係る検討事項

## <目次>

1. 会計監査の実施範囲(証明範囲の設定) .....1
2. 会計監査の実施内容(重点監査項目の設定) .....4
3. 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法...5

# 1. 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

## (1) 計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について



※証明範囲としては上記とするが、法人単位の計算書類及びその附属明細書は拠点区分別の積み上げであるため、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても確認の対象となる。

## (2) 財産目録に関する証明範囲について

### 財 産 目 録 (記載例)

平成 年 月 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	
現金	〇〇銀行〇〇支店	—	運転資金として	—	—	
普通預金		—		—	—	
事業未収金		—	〇月分介護料	—	—	
.....	.....	—	.....	—	—	
流動資産合計						
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地	所在地番〇〇 地目〇〇	—	第1種社会福祉事業である、〇 〇施設に使用している	—	—	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種 類〇〇	19●●年度	第1種社会福祉事業である、〇 〇施設に使用している	1,200,000,000	700,000,000	500,000,000
建物	所在▲▲ 家屋番号▲▲ 種 類▲▲	19××年度	第1種社会福祉事業である、▲ ▲施設に使用している	800,000,000	400,000,000	400,000,000
定期預金	〇〇銀行〇〇支店	—	寄附者により〇〇事業に使用 することが指定されている	—	—	
.....	.....	—	.....	—	—	
基本財産合計						
<b>(2) その他の固定資産</b>						
車両運搬具	(車種)〇〇他3台 (車輛 No.)...	—	利用者送迎用車両	10,000,000	3,000,000	7,000,000
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店	—	〇〇事業の積立資産であり、資 産取得資金として管理されてい る預金	—	—	
土地	所在〇〇	—	5年後に開設する〇〇事業のため の用地	—	—	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種 類〇〇	20●●年度	社会福祉施設以外(訪問介護 事業所等)の第2種社会福祉事 業に使用している	900,000,000	200,000,000	700,000,000
.....	.....	—	.....	—	—	

法人単位貸借  
対照表に対応す  
る各項目を証明  
範囲とする。

⋮

(参考)

■改正社会福祉法

第四十五条の十九 会計監査人は、次節の定めるところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令の定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

- 一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人
- 二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

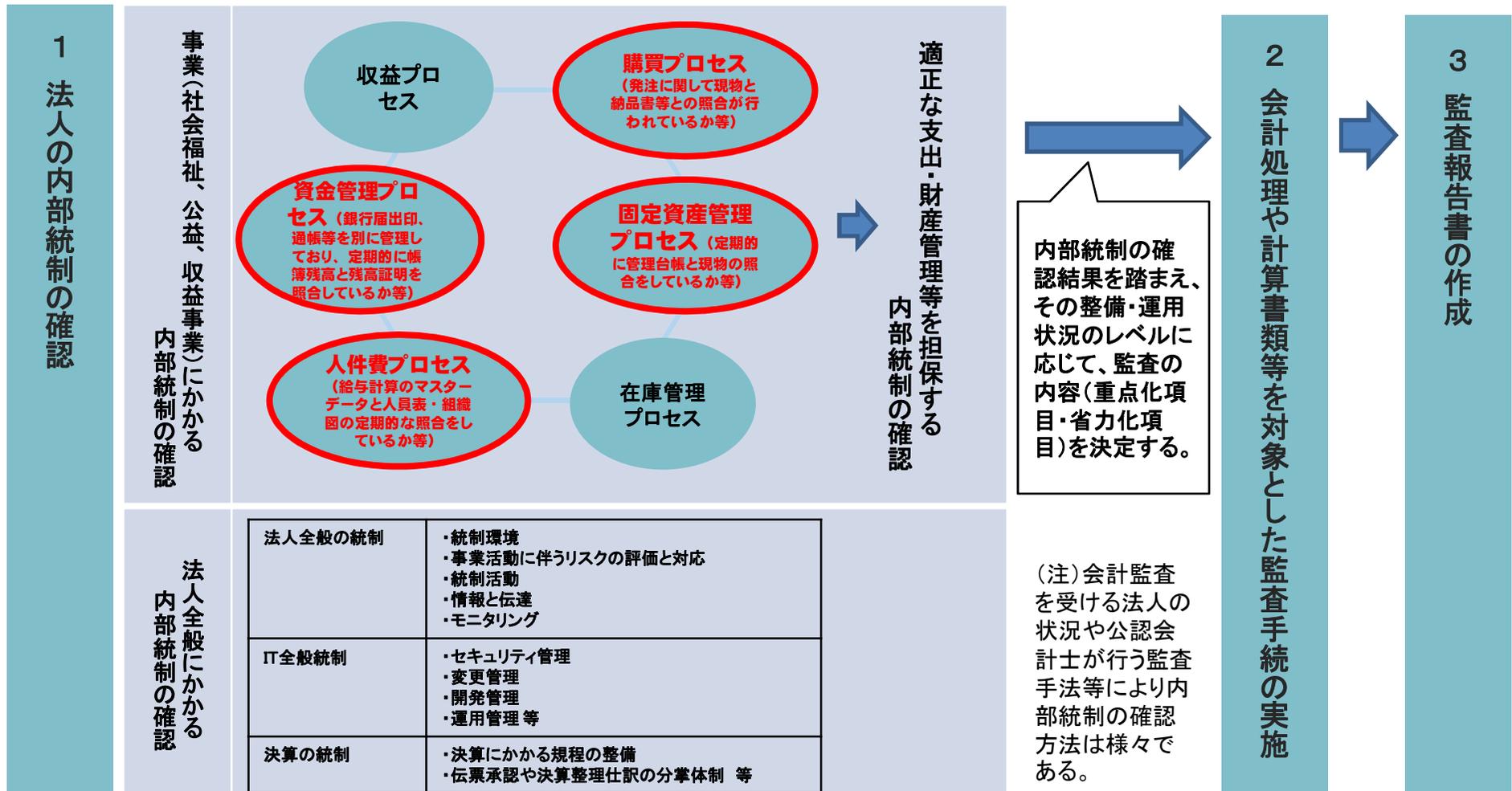
3 (略)

## 2. 会計監査の実施内容（重点監査項目の設定）

会計監査人は一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、計算書類等を対象として会計監査を実施する。ただし、効率的・効果的な会計監査を実施するため、法人における業務を管理運営するための法人内部の統制の仕組み（以下、「内部統制」という）の整備・運用状況についても確認を行う。

社会福祉法人の内部統制に関しては、公益性・非営利性の高い事業の特性等を踏まえ、会計監査人が特に注力する分野として以下の項目（赤字）が考えられる。

### <会計監査の流れ（イメージ）>



### 3. 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法

◆ 社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)

【会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人に対する対応】(抄)

会計監査人の設置の義務付けとならない法人については、

・公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等

○ 以下の例に掲げられたような支援項目から、当該法人の事業規模や財務会計にかかる事務態勢等に即して、必要な支援を選択して、専門家を活用することが考えられる。

(支援の例)

#### ○財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援の例

- ・法人が作成する計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善支援
- ・経理体制の現状把握、効率化等改善に対する支援
- ・会計帳簿の記載、証憑書類の整理方法等にかかる現状把握、効率化等改善に対する支援
- ・会計ソフトの設定、入力科目等の設定、入力マニュアルの提示等パソコン会計の導入支援 等

#### ○財務会計に関する内部統制の向上に対する支援の例

- ・法人全般の統制  
例)ガバナンス体制(理事会、評議員会、監事等)、各種規程・業務手順の整備、職務分掌体制、予算実績分析体制等に対する支援 等
- ・各種事業の統制  
例)購買、固定資産管理、資金管理、人件費、収益、在庫管理等の各業務におけるリスクに対応した適切な手続き等に対する支援 等
- ・決算の統制  
例)決算・財務報告に関する規程の整備、決算業務体制、伝票承認や決算整理業務の分掌体制、計算書類等の確定作業等に対する支援 等